

平成 26 年 3 月 28 日県営土地改良事業（ため池等整備事業）山ノ寺地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成 26 年 8 月 1 日

佐賀県知事 古 川 康